

保険・年金

5年度(7月~6年6月)の国民年金保険料免除・納付猶予の申請を受付けています

▷ **必要な物** 本人確認ができる物(運転免許証・マイナンバーカード等)、年金番号

号の分かる物(年金手帳・基礎年金番号通知書等)

※申請後、本人・配偶者・世帯主(納付猶予は本人・配偶者)の所得の審査があります。

※退職した方は、特例的に免除が認められる制度があります。詳しくは下記問合せ先へ。

▷ **問合せ** 区民課国民年金係(区役所3階①番) **TEL** (5246) 1262

国民健康保険に加入している方へ

● **高齢受給者証が新しくなります**

国民健康保険に加入されている70~74歳の方(後期高齢者医療制度の加入者は除く)の高齢受給者証が8月に更新されます。新しい高齢受給者証は、世帯主あてに7月19日(水)発送予定です。4年中の所得により、「医療機関での窓口自己負担金の割合」(2割か3割)が決まりますので、前年度とは負担金の割合が変更になる場合があります。

▷ **問合せ** 国民健康保険課資格係(区役所2階⑩番) **TEL** (5246) 1252

● **「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について**

「限度額適用認定証」および「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受診時に医療機関の窓口で提示すると、その医療機関の1か月の保険診療にかかる費用(入院・通院別)が、世帯の自己負担限度額までになります。現在、認定証を使用している方の有効期限は7月31日(月)です。引き続き必要な方は、7月31日(月)までに更新の手続きをしてください。

※郵送での申請も可能です。新規の申請は、随時受け付けます。

※食事代や差額ベッド代等自費分は対象外です。

※保険料の滞納があるときは、交付できない場合があります。

※住民税非課税世帯の方には「食事療養標準負担額減額認定証」も交付されます。

※70歳以上の方は現役並み所得区分Ⅰ、Ⅱと住民税非課税世帯の方のみが対象です。

▷ **必要な物** 国民健康保険被保険者証、世帯主のマイナンバーが分かる物、世帯主の本人確認書類(運転免許証、個人番号カードなど)更新の方は使用中の「限度額適用認定証」「食事療養標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」

▷ **申込み・問合せ** 国民健康保険課給付係(区役所2階⑭番) **TEL** (5246) 1253

後期高齢者医療制度に加入している方へ

● **被保険者証をお持ちの方へ**

4年中の所得により、8月1日(火)から自己負担割合(下表)が変更となる方には、7月中旬に新しい被保険者証を簡易書留郵便で送付します。対象の方は、8月1日(火)以降新しい被保険者証をお使いください。古い被保険者証は、同封の返信用封筒で返送してください。

対象でない方は、現在お持ちの被保険者証を引き続きお使いください。

▷ **自己負担割合**

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が145万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3割
以下の①②の両方に該当する場合 ①同じ世帯の被保険者の中に住民税課税所得が28万円以上145万円未満の方がいる ②「年金収入」+「その他の合計所得金額」の合計額が ・被保険者が1人 200万円以上 ・被保険者が2人以上 合計320万円以上	一定以上所得のある方	2割
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも28万円未満の場合 または、上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1割

※住民税非課税世帯の方は、1割負担となります。

● **「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」をお送りします**

現在、交付している認定証の有効期限は7月31日(月)です。対象の方には7月下旬に新しい認定証をお送りします(更新手続き不要)。

▷ **対象(減額認定証)** 世帯全員が住民税非課税で、過去に一度でも減額認定証の交付を受けたことがある方

▷ **対象(限度額認定証)** 負担区分が現役並み所得ⅡまたはⅠの方で、過去に一度でも限度額認定証の交付を受けたことがある方

※新規の申請は、下記問合せ先で随時受け付けます。

▷ **問合せ** 国民健康保険課後期高齢者医療係(区役所2階⑮番窓口) **TEL** (5246) 1254

たいとう 関東大震災100年事業 防災性向上のための建替えを支援します

● **整備地域(谷中地域・浅草北部地域)の建替え支援制度**

都が指定する整備地域において、新たに不燃化加速助成を実施します。

▷ **事業開始日** 9月1日(金)

▷ **対象地域** 不燃化特区を除く谷中地域(根岸二(一部)、上野桜木二(一部)、谷中一(一部)・四・六(一部)・七丁目)、浅草北部地域(千束四、日本堤一・二、橋場二、東浅草一・二、竜泉三丁目)

※下記地図参照

▷ **対象** 個人か中小企業者

▷ **助成の種類**

① **老朽建築物除却助成**

対象者が所有する老朽建築物を全て除却する場合、除却工事費および整地費の一部を助成

・ **上限金額** 120万円

② **建替え助成**

対象者が耐火性能の条件等を満たす戸建・共同住宅等を建築する場合、建築設計費・工事監理費の一部を助成

・ **上限金額** 80万円

▷ **申込方法** 事前申込み(工事着手1か月前まで)、原則着手後の申込不可

▷ **問合せ** 浅草北部地域は地域整備第二課(区役所5階⑥番) **TEL** (5246) 1366

谷中地域は地域整備第三課(区役所5階⑦番) **TEL** (5246) 1365



● **不燃化特区(谷中二・三・五丁目地区)の建替え助成(拡充)**

不燃化特区の建替え助成では、除却工事費、建築設計費・工事監理費に加え、建築工事費の一部も新たに助成対象となります。

▷ **事業開始日** 9月1日(金)

▷ **対象地域** 不燃化特区(谷中二・三・五丁目)

※下記地図参照

▷ **対象** 除却前の老朽建築物より耐火性能を向上させた戸建・共同住宅等を建築する個人か中小企業者

▷ **助成金額** 新しい建築物の延床面積に応じた額

※既存の老朽建築物除却助成、建替え助成(建築設計費・工事監理費)との併用可

▷ **申込方法** 事前申込み(工事着手1か月前まで)、原則着手後の申込不可

▷ **問合せ** 地域整備第三課(区役所5階⑦番)

TEL (5246) 1365



台東区都市づくり部白地図使用